

第 5 0 期事業報告

〔 自 2017年4月 1日
至 2018年3月31日 〕

株式会社 北海道熱供給公社

札幌市東区北7条東2丁目1番10号

1. 株式会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

わが国の経済は、景気が緩やかに回復をしており、先行きにつきましては、雇用・所得環境の改善が続くなかで、各種政策の効果もあって、緩やかな回復が続くことが期待されております。

このような状況の中で、当社は新規のお客様獲得による売上の増加及びコストの削減に努力すると共に、全社を挙げて安全・安心・安定供給に取り組んで参りました。

また、親会社である北海道瓦斯㈱が進めている当社敷地を活用した北ガスグループ新社屋整備計画につきましては、新社屋の建設開始にあたり、2017年5月に本社事務所を仮移転し、その後保有していた本社事務所ビル、木質バイオマス燃料貯留庫等の解体が完了いたしました。煙突の移設に係る新煙突の建設につきましては、2019年初夏の竣工を目途に当期から工事を着工いたしました。

さらに新たなオンサイトプラントとして、2015年11月に着工した天然ガスコージェネレーション活用型地域熱供給設備である（仮称）札幌創世 1.1.1 区北1西1地区第1種市街地再開発事業地域冷暖房施設が2018年3月末に竣工し、同年4月から供給を開始する予定であります。

営業地区別の状況につきましては、当期は昨年度と比べ、夏期の低温及び冬期は比較的高温であった影響等により温熱・冷熱・電力の販売量が減少いたしました。

供給拠点別の販売量は以下のとおりであります。

★中央エネルギーセンター

販売量	年度	2017年度	2016年度	増減	前期比(%)
温熱 販売熱量(GJ)		473,648	486,736	△13,088	△2.6

★札幌駅南口エネルギーセンター

販売量	年度	2017年度	2016年度	増減	前期比(%)
温熱 販売熱量(GJ)		88,097	89,641	△1,544	△1.7
冷熱 販売熱量(GJ)		111,187	116,802	△5,615	△4.8
電力 販売量(Mwh)		27,632	28,695	△1,063	△3.7

★道庁南エネルギーセンター

販売量	年度	2017年度	2016年度	増減	前期比(%)
温熱 販売熱量(GJ)		21,794	27,456	△5,662	△20.6
冷熱 販売熱量(GJ)		13,981	12,775	1,206	9.4
電力 販売量(Mwh)		4,059	4,143	△84	△2.0

★赤れんが前エネルギーセンター

販売量	年度	2017年度	2016年度	増減	前期比(%)
温熱	販売熱量(GJ)	28,861	31,961	△3,100	△9.6
冷熱	販売熱量(GJ)	9,564	10,723	△1,159	△10.8
電力	販売量(Mwh)	3,422	3,493	△71	△2.0

★東急百貨店札幌店エネルギーセンター

販売量	年度	2017年度	2016年度	増減	前期比(%)
温熱	販売熱量(GJ)	20,023	20,969	△946	△4.5
冷熱	販売熱量(GJ)	7,845	10,269	△2,424	△23.6
電力	販売量(Mwh)	6,095	6,295	△200	△3.1

★道特サブプラント

販売量	年度	2017年度	2016年度	増減	前期比(%)
冷熱	販売熱量(GJ)	806	894	△88	△9.8

★光星エネルギーセンター

販売量等	年度	2017年度	2016年度	増減	前期比(%)
温熱	業務用販売熱量(GJ)	6,098	6,424	△326	△5.1
	暖房住宅戸数(戸)	1,734	1,766	△32	△1.8

★合計

販売量	年度	2017年度	2016年度	増減	前期比(%)
温熱	販売熱量(GJ)	638,524	663,191	△24,667	△3.7
冷熱	販売熱量(GJ)	143,386	151,465	△8,079	△5.3
電力	販売量(Mwh)	41,209	42,628	△1,419	△3.3

また、2016年10月から導入した都心地域燃料費調整制度における調整単価の変動の影響による増収要因がありましたが、同時期に導入した都心地域熱料金従量料金値下げの通期実施及び熱・電力販売量の減少による影響等から、熱供給事業営業収益は前期比 33,964 千円(△0.9%)減少の 3,440,418 千円、建設業事業を含む熱供給事業外営業収益は前期比 8,757 千円(0.8%)増加の 1,042,833 千円となり、営業収益の合計は、前期比 25,206 千円(△0.5%)減少の 4,483,251 千円となりました。

一方、営業費用は、LNG 価格の値上がりにより燃料費が増加となった影響等から、営業費用合計は、前期比 35,560 千円(0.8%)増加の 4,292,899 千円となりました。

この結果、経常利益は前期比 32,235 千円(△14.0%)減少の 197,699 千円となり、さらに北ガスグループ新社屋整備計画に伴う木質バイオマス燃料貯留庫解体に係る林野庁への補助金返還及び除却損 80,840 千円を特別損失に計上いたしました。

法人税等につきましては、前期までの控除未済欠損金を一部控除したため発生税額が減少となり、さらに繰延税金資産の回収可能性を検討し、20,752千円を法人税等調整額に計上いたしました。

これらの結果、最終の当期純利益は、前期比 5,319 千円 (6.1%) 増加の 91,910 千円となりました。

(2) 資金調達等についての状況

① 設備投資

当期は、新たなエネルギーセンターとして 2018 年 3 月末に竣工いたしました（仮称）札幌創世 1.1.1 区北 1 西 1 地区第 1 種市街地再開発事業地域冷暖房施設建設工事及び中央エネルギーセンター煙突移設に係る新煙突建設工事並びに高温水導管コンジットパイプ更新工事等に 2,542,897 千円の設備投資を行いました。

② 資金調達

当期は、新たなエネルギーセンターとして 2018 年 3 月末に竣工いたしました（仮称）札幌創世 1.1.1 区北 1 西 1 地区第 1 種市街地再開発事業地域冷暖房施設建設工事に係る災害時業務継続地区整備緊急促進事業費補助金として国土交通省から 91,433 千円、自立分散型エネルギーネットワーク整備事業費補助金として札幌市から 56,732 千円の交付が決定しております。さらに新たな補助金である災害時業務継続拠点整備事業費補助金として国土交通省及び札幌市（協調補助）から 202,176 千円の交付が決定しております。この他、北ガスグループ CMS（キャッシュ・マネジメント・システム）から 1,800,000 千円の借入を行いました。

(3) 対処すべき課題

当社は、昨年 4 月、上旬に中央エネルギーセンター構内にて燃料受入業務等委託会社従業員の死亡労災事故、さらに中旬には、供給設備である高温水導管エア抜き配管からの高温水漏洩による蒸気噴出事故が発生しました。いずれも、安心・安全・安定供給を脅かす重大事故であり、委託業者はもちろん燃料輸送業者やその他関係者を含め、改めてゼロベースで設備状況などのハード面、管理体制・教育・行動などのソフト面、両方の視点で総合的に安全に対する再点検と対策の見直しを行いました。実施可能なものは即実施しておりますが、引続き継続して安全確保・事故防止等に努め、安心・安定供給という社会的使命を果たすべく、安全対策の強化に努めてまいります。

当社をとりまく事業環境は、パリ協定の発効により新たな地球温暖化ガスの削減目標が掲げられ、国レベルで目標達成に向けた施策が検討されております。さらに 2016 年 4 月 1 日から改正熱供給事業法が施行され、本格的にエネルギーの自由化がスタートし、税制優遇措置の撤廃や技術革新による他熱源との競争が激化するなど、熱供給事業を取り巻く環境は依然として厳しい状況となっております。

このため当社といたしましては、①親会社である北海道瓦斯㈱と事業戦略を共有し、より一体となった営業を展開して的確にお客様ニーズに応え、②長期的な視点に立った供給拠点の確保と冷水導管の拡充等による拠点連携を目指し、③プラント運営における効率化、省力化等の徹底したコスト削減により、経営基盤の強化を図り、競争力の強化に努めて参ります。

さらに熱供給事業者としてエネルギーの面的有効利用により環境負荷の低減を図るとともに、災害時におけるエネルギーの供給継続性の向上を目指し、お客様さらに札幌市のまちづくりに貢献して参る所存であります。

株主各位におかれましては、今後とも、より一層のご指導、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(4) 直前三事業年度の財産及び損益の状況

区 分	2014 年度 第 47 期	2015 年度 第 48 期	2016 年度 第 49 期	2017 年度 (当期)第 50 期
売上高 (千円)	4,405,758	4,663,316	4,508,458	4,483,251
当期純利益(千円)	△429,846	234,478	86,591	91,910
1株当たり当期純利益円)	△71.04	38.75	14.31	15.19
総 資 産 (千円)	8,963,407	9,001,595	9,551,933	13,085,391
純 資 産 (千円)	4,850,924	5,085,402	5,171,994	5,263,904

(注) 上表の△印は損失を表しております。

(5) 重要な親会社の状況

当社の親会社は、北海道瓦斯株式会社であり、同社は当社の株式を 4,750,500 株（出資比率 78.51%）保有しております。当社は同社から主として燃料を購入しております。

(6) 主要な事業内容

- ①冷温水及び蒸気による熱供給事業
- ②冷温水、蒸気の入受使用施設の調査、設計、販売、施工、運転、保守及び管理に関する事業
- ③熱供給施設の調査、設計、運転、保守及び管理に関する事業
- ④電気事業法に定める電気工作物の発電による電力の供給、販売及び管理並びに関連機器の保守及び管理に関する事業
- ⑤前 2 号、3 号及び 4 号の入受使用施設、熱供給施設及び電気工作物のリースに関する事業
- ⑥電気、冷暖房及び給排水衛生設備の保守管理並びに運転業務
- ⑦土地、建物その他施設の賃貸
- ⑧管工事業
- ⑨電気工事業
- ⑩土木工事業
- ⑪前各号に付帯する一切の事業

(7) 主要な営業所及び工場

エネルギーセンター等

中央エネルギーセンター、光星エネルギーセンター、
札幌駅南口エネルギーセンター、道庁南エネルギーセンター、
東急百貨店札幌店エネルギーセンター、道特サブプラント、
赤れんが前エネルギーセンター（いずれも札幌市）

(8) 使用人の状況

区分	従業員数(名)	前期末比増減(名)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)
男性	67	1	43.0	13.7
女性	4	0	46.2	14.2
計	71	1	43.2	13.8

(9) 主要な借入先及び借入額

借入先	借入残高(千円)
独立行政法人環境再生保全機構	5,000
株式会社日本政策投資銀行	480,200
株式会社北洋銀行	615,140
株式会社北海道銀行	262,247
三井住友信託銀行株式会社	77,650
日本生命保険相互会社	32,160

2. 株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 16,000,000株
(2) 発行済株式の総数 6,050,500株（自己株式0株）
(3) 当事業年度末の株主数 3名
(4) 株主

株主名	持株数
北海道瓦斯株式会社	4,750,500株 (78.51%)
札幌市	1,200,000株 (19.83%)
北海道	100,000株 (1.66%)

(注1) 議決権比率については、表示単位未満を四捨五入して表示しております。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役に関する事項

(2018年3月31日現在)

地 位	氏 名	担 当	重要な兼職の状況
代表取締役社長	梅村 卓司	経営管理部、企業倫理・コンプライアンス、営業部	株式会社エナジーソリューション 代表取締役社長
常務取締役	川原井秀二	生産部	株式会社エナジーソリューション 取締役
取締役	吉岡 亨	非常勤	札幌市副市長 株式会社札幌エネルギー供給公社 代表取締役社長
取締役	末長 守人	非常勤	北海道瓦斯株式会社 取締役常務執行役員総務人事部長
取締役	井澤 文俊	非常勤	北海道瓦斯株式会社 取締役常務執行役員経営企画部長
取締役	前谷 浩樹	非常勤	北海道瓦斯株式会社 執行役員エネルギーサービス事業本部副本部長 スマートエネルギー&ネットワーク推進事業部長
監査役	*堤 信之	非常勤	北海道瓦斯株式会社 常勤監査役

(注1) 取締役 吉岡亨氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。

(注2) 上記*の役員は、2017年6月29日開催の第49回定時株主総会において新たに選任され就任いたしました。

(注3) 2017年6月29日開催の第49回定時株主総会終結の時をもって、監査役合月宏は辞任いたしました。

(2) 取締役及び監査役に支払った報酬等の総額

区 分	支給人員	支給額	摘 要
取締役・監査役	2 人	18,435 千円	

(注1) 取締役の報酬限度額は、2006年6月22日開催の第38回定時株主総会において年額1億円以内と決議いただいております。

(注2) 監査役の報酬限度額は、2006年6月22日開催の第38回定時株主総会において年額1,500万円以内と決議いただいております。

(3) 社外役員に関する事項

① 主な活動状況

当期の取締役会には、吉岡取締役は6回中4回、末長取締役は6回中6回、井澤取締役は6回中6回、前谷取締役は6回中5回、堤監査役は就任後4回中4回出席いただき、疑問点等を明らかにするため適宜質問し意見を述べております。なお、欠席する取締役及び監査役には重要な議案について、事前に説明を行っております。

4. 会計監査人の状況

- (1) 会計監査人の名称 仰星監査法人
- (2) 当社の当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額
公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬等の額 3,800千円

5. 会社の体制および方針

(1) 業務の適正を確保するための体制

- ① 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- イ. 取締役会は、取締役会規程を定め、重要事項の意思決定を行うとともに、取締役の職務執行を監督する。
- ロ. 取締役は、当社が整備する倫理方針・倫理行動指針を遵守し、誠実かつ公正な事業運営を行う。
- ハ. 取締役の職務執行に関して、監査役は社団法人日本監査役協会が定める監査役監査基準に準拠して、監査を行う。
- ニ. 会計に関する取締役の職務執行に関して、会計監査人は企業会計審議会が定める監査基準に基づき、監査を行う。
- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
- イ. 取締役の職務の執行に係る情報については、取締役会規程、文書規程等に従って議事録、その他定められた文書を作成し、また、文書規程等に基づいて、定められた期間これを保存するなど適切に管理する。
- ③ 損失の危険の管理に関する規定その他の体制
- イ. 災害等のリスクの措置については、保安規程、緊急事故対策要領等に従い所定の体制を整備し、迅速かつ適切な対応を図る。
- ロ. 業務遂行に伴うリスクのうち、コンプライアンスに関するものは倫理規程等、情報セキュリティに関するものは情報管理規程等を整備し、迅速かつ適切な対応を図る。
- ハ. その他の損失リスクについては、必要に応じてリスクヘッジに関するマニュアル等を整備し、当該リスクの軽減等に取り組む。
- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- イ. 社内規程に基づく、職務権限及び意思決定ルールにより、適正かつ効率的に職務の執行が行われる体制を整備する。
- ⑤ 従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- イ. 従業員が、反社会的な勢力に屈せず毅然とした対応をとることを含め、法令及び倫理を遵守するための規範となる倫理方針・倫理行動指針を明示した規程等を定め、その徹底を図る。
- ロ. コンプライアンスの取り組みを効率的に推進するため体制を整備する。
- ハ. コンプライアンスに関して、従業員等からの「相談・通報窓口」を設置し、実効性を確保する。
- ⑥ 当社ならびにその親会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- イ. 親会社が定めるグループ経営方針、グループ運営に関する規範に基

- づき、親会社及びグループ会社との密接な連携のもと業務を遂行する。
- ロ. 親会社が定めるグループのコンプライアンス等に関する方針のもと、業務の適正を確保するための体制・仕組みを整備し、適切に運用する。
- ⑦ 監査役の職務を補助すべき従業員に関する事項、当該従業員の取締役からの独立制に関する事項、当該従業員に対する指示の実効性の確保に関する事項
- イ. 監査役の職務執行及び監査役協議会を補助すべき従業員として、スタッフを任命する。
- ロ. スタッフは、監査役の指揮命令に従って職務を遂行する。
- ハ. スタッフが他部門の業務を兼務する場合には、監査役の職務補助業務を優先するものとする。
- ニ. スタッフの人事管理等に関する事項については、監査役の同意を得る。
- ⑧ 取締役及び従業員が監査役に報告をするための体制、その他の監査役への報告に関する体制、報告した者が当該報告をしたことを理由として不利益な取り扱いを受けないことを確保するための体制
- イ. 監査役は、職務執行に必要な事項に関して、随時、取締役及び従業員に対して報告を求めることができる。
- ロ. 監査役は、取締役会等の重要な会議に出席し、重要な決定や報告の把握ができ、また、各議事録等の重要な書類を閲覧できる。
- ハ. 取締役は、職務執行に関し重要な法令・定款違反及び不正行為の事実、又は会社に著しい損害を及ぼす事実を知ったときは、これを直ちに監査役協議会に報告する。
- ニ. 報告者が、当該報告をしたことを理由として不利益な取り扱いを受けることがないように、「内部通報規程」の通報者と同様に保護措置を講じるものとする。
- ⑨ 会社の監査役の職務の執行について生じる費用の前払または償還の手続きその他当該職務の執行について生じる費用または償還の処理に係る方針に関する事項
- イ. 監査役が職務の執行について生ずる費用を請求した場合には、当社はその費用を負担するものとする。
- ⑩ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- イ. 監査役と代表取締役との意見交換会を定期的を開催する。

当期における内部統制システムの運用状況の概要は、以下のとおりであります。

- ① 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- 当社の取締役会は、社外取締役1名を含む取締役6名で構成され、加えて監査役1名が出席することにより、意思決定および監督の実効性を確保しており、監査役監査、会計監査を通じて、当社の取締役及び従業員の職務の執行が法令及び定款に基づき執行されていることを確認しております。

また、取締役及び従業員に対し、当社の倫理法令遵守に対する取り組み姿勢を示した「倫理方針」と従業員のとるべき行動や判断基準を示した「倫理行動指針」を定め、周知するとともに、「内部通報規程」に基づく倫理相談・通報窓口を設置し、事業活動におけるリスクの現実化の未然防止と早期発見・早期解決に努めております。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、取締役会や経営会議等の議事録、会議資料および稟議書等を、「取締役会規程」をはじめとした各会議の規程および「文書規程」等に基づき作成し、適切に保存・管理しております。

③ 損失の危険の管理に関する規定その他の体制

当社は、コンプライアンス管理、情報管理についてそれぞれ規程を定め、厳正な管理を行っています。また、熱供給施設にかかわる災害予防対策、災害緊急措置及び災害復旧のための諸施策の基本を定めた「防災対策要領」、「緊急事故対策要領」において非常災害時の体制を明記し、非常災害時に円滑かつ適切な防災業務活動の遂行を図ることができるよう定期的な教育・訓練を実施しております。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社の取締役会は、社外取締役 1 名を含む取締役 6 名で構成され、原則四半期に 1 回開催しており、社外取締役の客観的な発言により、客観性・透明性を確保し、取締役会の意思決定・監督機能の充実を図っております。

また、代表取締役社長を議長とする「経営会議」を原則週 1 回開催し、取締役会付議事項以外の業務執行に関わる重要事項を決定しており、明確な責任のもと迅速な意思決定に努めております。

⑤ 従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、従業員が、反社会的な勢力に屈せず毅然とした対応をとることを含め、法令及び倫理を遵守するための規範となる倫理方針・倫理行動指針を明示した規程等を定め、その徹底を図っており、コンプライアンスに関して、従業員等からの「相談・通報窓口」を設置し、実効性を確保しておりますが、今期につきましては相談・通報の実績はありませんでした。

⑥ 当社ならびにその親会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、親会社が主催する意見交換会等に参加し、親会社との密接な連携のもと業務を遂行しております。

⑦ 監査役の職務を補助すべき従業員に関する事項、当該従業員の取締役からの独立制に関する事項、当該従業員に対する指示の実効性の確保に関する事項

当社は、経営管理部所属の従業員が監査役の監査業務を補助しております。

なお、当該従業員の異動等の人事事項は監査役と協議のうえ決定しております。

- ⑧ 取締役及び従業員が監査役に報告をするための体制、その他の監査役への報告に関する体制、報告した者が当該報告をしたことを理由として不利益な取り扱いを受けないことを確保するための体制

当社の監査役は、取締役会に出席するとともに、取締役会、経営会議の議題を閲覧し、職務執行に必要な事項に関しては、随時取締役及び従業員に対して報告を求め、監査の実効性の向上を図っております。

また、従業員等が監査役へ報告したことを理由に不利益な取り扱いを受けた場合には、その内容について調査を行い、不利益に対し回復措置を求めることができる「内部通報規程」の通報者と同様に保護措置を講じる旨を定めておりますが、当期につきましては実績はありませんでした。

- ⑨ 会社の監査役職務の執行について生じる費用の前払または償還の手続きその他当該職務の執行について生じる費用または償還の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査役職務の執行に伴い生じる費用について、その費用を負担する旨を定めております。

- ⑩ その他監査役職務の執行が実効的に行われることを確保するための体制

当社の監査役は、代表取締役との定期的な会合を行うとともに、必要に応じ、取締役及び従業員から業務執行の報告を求めております。

また、親会社の監査役及び会計監査人と連絡・調整することにより、実効性のある監査を実施しております。